

上富良野町いじめ防止基本方針

《改訂版》

上富良野町教育委員会

平成 27 年 12 月 25 日制定

平成 30 年 10 月 23 日改定

令和 5 年 10 月 1 日改訂

上富良野町いじめ防止基本方針

上富良野町教育委員会
平成 30 年 10 月 23 日改定

はじめに

雄峰十勝岳のふもとに広がる豊かな自然環境の中で、子どもたちがのびのびと心豊かに成長することをすべての町民が願っています。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されるものではありません。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

国は、平成 25 年 4 月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）を制定し、同年 10 月 11 日に「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を定めましたが、法の附則第 2 条の規定に基づき、平成 29 年 3 月に国の基本方針が改定されました。

道においても、「北海道いじめの防止等に関する条例」の規定に基づき、平成 30 年 2 月に「北海道いじめ防止基本方針」が改定されたところです。

本町においては、平成 27 年 6 月「上富良野町いじめ防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、条例第 9 条の規定に基づき、国の基本方針を参酌するとともに道と連携した上富良野におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すため、平成 27 年 12 月に、上富良野町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）を策定したところです。

今般、国と道の基本方針が改定となったことから、その改定内容を踏まえたうえで、町の基本方針についても、これまでの取組を検証し、町の実情に沿った見直しを行うこととしました。

以下の「町の基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの理解	1
ア いじめの定義	1
イ いじめの内容	3
ウ いじめの要因	3
エ いじめの解消	4
オ いじめが起きにくい学級、いじめを乗り越える学級	5
カ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む	5
2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割	6
(1) 学校及び学校の教職員の責務	6
ア 学校の責務	6
イ 教職員の責務	6
(2) 保護者の責務	7
(3) 地域の役割	7
3 町及び教育委員会の責務	8
(1) 町の責務	8
(2) 学校の設置者としての責務	9
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	9
1 町における基本方針の策定と組織の設置	9
(1) 町いじめ防止基本方針の策定	9
(2) いじめの防止等に関係する機関及び団体等の連携組織	10
(3) 教育委員会の附属機関の設置	10
2 学校の設置者（教育委員会）が実施すべき施策	11
(1) いじめの防止	11
(2) いじめの早期発見	12
(3) 関係機関等との連携等	14
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	15
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	16
(6) 啓発活動	18
(7) 学校の設置者（町・町教育委員会）による措置	19
(8) 学校相互間の連携協力体制の整備	20
(9) 学校評価等における留意事項	20

3	学校が実施すべき施策	21
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	21
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	22
(3)	学校におけるいじめの防止等に関する措置	24
ア	いじめの防止	24
イ	いじめの早期発見	26
ウ	いじめの早期発見のための措置	27
エ	いじめに対する措置	28
オ	その他	31
4	重大事態への対処	32
(1)	調査を行うための組織について	32
(2)	事実関係を明確にするための調査の実施	33
(3)	調査結果の提供及び報告	34
(4)	いじめ調査委員会の設置による町長の再調査	34
(5)	再調査の結果を踏まえた措置等	35
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	37
《資料関係》	文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導リーフ ※抜粋	38
資料1	「いじめの理解」	
資料2	「いじめの未然防止Ⅰ」	
資料3	「いじめの未然防止Ⅱ」	
資料4	「いじめと暴力」	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例3条・法3条】

条例では、基本理念として、

- ・「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」
- ・「すべての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」
- ・「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義【条例2条・法2条】

条例では、いじめの定義として、

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らないような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛に至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第17条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいにみえる行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障害を含む障害のある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被

災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。))等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係

をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消するとはできません。いじめが、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

オ いじめが起きにくい学級、いじめを乗り越える学級

いじめが起きにくい学級、いじめを乗り越える学級にするには次のような取組が考えられます。

(ア) いじめが起きにくい学級

○ 教室を安心して楽しい居場所にするためにどうしたら「ホッと安心できる居場所になるだろうか」を子どもとともに考えることが大事になります。例えば次のような場合にそのとおりだと納得できる体験談が語られることが望まれる。

- ・失敗や間違いを笑わない
- ・仲間に伝えたいこと、お願いしたいことなどが自由に言える
- ・多くの人と自由に歌ったり遊んだり読んだり調べたりできる

○ 問題が起きたら、その解決のためにきちんと話し合う。また、楽しい居場所・学級にするためには、教師が得意な集団遊び、集団ゲーム、歌、群読、紙芝居などを通してまず追求することも方法である。

○ 子どもが興味関心、喜怒哀楽を発信するクラスにする。

子どもは体（例えると「心」や「ランドセル」）いっぱい仲間には言いたいこと、具体的には、日々の喜怒哀楽、悩み・訴え、好奇心、ニュース、調べたこと・深めたこと、遊び・運動スポーツ・読書・TV視聴・演劇・音楽会などの報告紹介・参加の呼びかけなどをもって登校してくる。そのために、

- ・自由に発信できたり話し合ったりする場と時間を取り、継続していく
- ・一人一人の発信をみんなで大切に聴き受けとめる

(イ) いじめを乗り越える学級

- ・いじめはどの学級・学校でも起きることを前提にした学級づくりをする
- ・「相談すること」の重要性を授業としてきちんと教える
- ・友だちとの関係性を見極める
- ・自分の気持ちを綴らせる（気になっていること、困ったり悲しかったり、言いにくいこと恥ずかしいことなど書き出し、書くことを通して対象化し、自覚すること）
- ・いじめについて考える“場”を作る（情報を十分分析し、迅速に問題に対応する）

カ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）します。

例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童会・生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もあります。

教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけます。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、すべての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を学校だけでなく家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

(1) 学校及び学校の教職員の責務【条例6条・法8条】

ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、すべての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくり好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、すべての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり 軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 教職員は、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

(2) 保護者の責務【条例7条・法9条】

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望めます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応するように努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

(3) 地域の役割【条例8条】

町民及び事業者 においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望めます。

- 町民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を

形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。

- ・町子ども会育成協議会や各スポーツ少年団などとの連携
- 町民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、登下校や放課後における地域での見守りとともに児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
 - ・地域住民による登下校時の安全見守り活動や「子ども 110 番の家」の指定
 - ・スポーツ団体が行う世代間のスポーツ交流事業
 - ・商工会が行う社会体験活動「ベンチャーキッズ」
 - ・町子ども会育成協議会が行う「子ども会キャンプ」「カムカムしちやいな祭」、「もちつき交流」 など
- 町民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 町民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 町民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- 町民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 町民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

※ 上記の「事業者」とは、町内で事業活動を行う個人、法人、団体のことをいいます。ここでは、児童生徒の学校外における活動や場面等を想定し、例えば、学習塾や習い事、スポーツクラブ、コンビニエンスストアなど児童生徒が関わる事業者の方に、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

3 町及び教育委員会の責務

町は、地方公共団体の長と学校設置者としての責務の双方を有しています。また、教育委員会は町の執行機関として、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて具体的な事務事業を行います。

(1) 町の責務【条例第5条・法第6条】

町と教育委員会においては、基本理念にのっとり、いじめ防止等の対策について、国や道と協力しつつ地域の状況に応じた施策を策定します。

具体的には、いじめの防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を講じます。

(2) 学校の設置者としての責務【条例第5条・法第7条】

町の状況に応じたいじめの防止等のための対策を進めるために、関係機関、団体との緊密な連携のもと、町全体で取組を進めますが教育委員会が各施策の事務を進めます。

全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めます。町においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- 町は、学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
- 町は、学校に対して、「学校いじめ防止基本方針」の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導する。
 - ・基本方針の学校のホームページなどでの公開
 - ・在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取
 - ・学校評価を活用した基本方針の見直し
- 町は、学校に対して、いじめの早期発見に向けて、次の取組を工夫するよう指導する。
 - ・在籍する児童生徒に対し、いじめを訴えやすいような児童生徒を対象としたアンケート調査の工夫改善
 - ・アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施すること。
 - ・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
- 町は、学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。
- 町は、いじめの問題についての調査を定期的・計画的に実施する。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 町における基本方針の策定と組織の設置【条例9条・法12条】

学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策定と組織の設置に向けた取組を進めます。

(1) 町いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針においては、「地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。」とあり、町では、

条例において「上富良野町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定することを定めました。

- 町は、学校、家庭、地域住民その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、本町のいじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、町や学校における基本方針の策定や組織の設置、いじめの問題への組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な運用を明らかにするとともに、これまでのいじめの防止等のための対策の蓄積を生かした「町の基本方針」を定める。
- 町は、国の基本方針の見直しがあった場合を含め、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、道からの情報提供、指導、助言を得ながら見直しを行う。

(2) いじめの防止等に関する機関及び団体等の連携組織

国の基本方針では、法による「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましいとありますが、当町においては、「上富良野の青少年の健全育成をすすめる会」が、青少年育成関係機関・団体との情報交換及び連携を密にし、青少年の健全な育成と非行防止併せて町民の意識の高揚を図ることを目的に活動を行っていますので、この組織の中で、いじめの防止等に関する連携を図ります。

この構成機関及び団体は次のとおりで、町内の公共機関や各団体などで組織され、理事会と幹事会を開催し、啓発部、指導部を設け活動を行っています。

また、上富良野町生徒指導推進協議会とともに町内の小中高の児童等の代表が集まる「児童生徒なかよしサミット」を開催し、毎年度、テーマを設け討議を行うなどの活動を行っています。

＜上富良野の青少年の健全育成をすすめる会の構成機関及び団体＞

町内の各小中学校・上富良野高校・認定こども園・各学校のPTA・生徒指導推進協議会・各住民会・社会教育委員・スポーツ協会・スポーツ少年団本部・女性スポーツ協議会・文化連盟・女性連絡協議会・子ども会育成協議会・青少年団体協議会・かみふらのスポーツクラブ・民生児童委員協議会・保護司会・人権擁護委員・生活安全推進協議会・少年補導員上富良野支部・上富良野交番・社会福祉協議会・老人クラブ連合会・商工会・JAふらの北エリア・上富良野郵便局・大型スーパー・陸上自衛隊上富良野駐屯地・町議会・町部局（総務課、町民生活課、保健福祉課）・教育委員会（教育振興課）

(3) 教育委員会の附属機関の設置【条例 25 条・法 14 条】

国の基本方針においては、「地方公共団体においては、法の趣旨を踏まえ地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましく、さらにはその地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい。」とあり、町では、「上富良野町いじめ問題審議会」を教育委員会の

附属機関として設置し、いじめの防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議することなどを所掌事項とします。

いじめ問題審議会は、次の機関、団体及び個人から委員7名以内で選出し、常設設置します。

人権擁護委員・民生児童委員・青少年健全育成をすすめる会
生活安全推進協議会・PTA連合会・富良野警察署・スクールカウンセラー

- 「上富良野町いじめ問題審議会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を得て公平性・中立性を確保する。
- 附属機関の機能としては、次の内容が想定される。
 - ・教育委員会の諮問に応じ、町の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
 - ・学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
 - ・学校におけるいじめの事案について、学校の設置者である町教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

2 学校の設置者（教育委員会）が実施すべき施策

学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育活動等を推進します。

(1) いじめの防止【条例11条・法15条】

いじめが生まれにくい環境をつくるため、すべての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

- 町は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。

【主な取組】

- ・地域に根ざした教材やふるさと教育を活用した道徳教育の実践の促進
- ・体験活動等を取り入れた実践の促進
- 町は、学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。

【主な取組】

- ・北海道、上川管内で開催される、いじめの防止等の取組について交流・協議する子ども会議への参加
- ・町内での子ども会議の開催

- 町は、学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行う。

【主な取組】

- ・ 児童生徒なかよしサミットやPTA研修会等における啓発
 - ・ 生徒指導推進協議会等の研修会
 - ・ スクールカウンセラー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援及び研修資料の作成
 - ・ 国が作成の「いじめのサイン発見シート」の活用啓発 など
- 町は、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「被災児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の心情等を十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進する。

【主な取組】

- ・ 発達障害を含む障がいのある児童生徒については、個別の教育支援や個別の指導計画、スクラムかみふを活用した情報共有の推進
 - ・ 特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業の活用
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進
 - ・ 被災児童生徒の在籍状況把握と対応についての助言
- 町は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

【主な取組】

- ・ 発達に応じた幼児教育の充実に向けた関係機関等との連携
- ・ 幼児期における取組に関する保護者への啓発

(2) いじめの早期発見【条例 12 条・法 16 条】

いじめの早期発見、事案対処を図るため、定期的な調査や面談等を行います。

(ア) 道の取組

- 道は、児童生徒に対する調査や教育相談を定期的に実施する。

【主な取組】

- ・ 児童生徒を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてのアンケート調査の年間複数回の実施
 - ・ アンケート調査後の関係児童に対する個人面談の確実な実施 など
- いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制整備

【主な取組】

- ・ 道教育委員会の「子ども相談支援センター」による 24 時間対応のフリーダイヤルの電話によるいじめなどの相談
- ・ 道の各教育局における教育相談電話の設置

- ・全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布
 - ・校内及び校外における相談窓口や通報連絡先の周知、利用促進の働きかけなど
- 道は、児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、心理福祉等に関する専門的な知識を有する者を配置するなど相談体制を充実する。

【主な取組】

- ・学校へのスクールカウンセラーの配置
 - ・必要に応じて学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる自身の活動(相談日、学校訪問の機会等)の周知を促進
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校のいじめ対策組織の構成員である場合、児童生徒、保護者等に対し、組織の一員であることの周知を促進 など
- 道は、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取り組みを推進する。

【主な取組】

- ・児童生徒等の相談により、いじめの解消につながった事例等をまとめた啓発資料を作成・配布
- 道は、学校におけるいじめの防止等の取組、校内研修の実施状況や定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握のため取組状況を点検し、必要な措置を講じる。

【主な取組】

- ・いじめの問題への対処方針の公表や校内研修の実施状況等の取組状況調査の年間複数回の実施
- ・アンケート調査、個人面談の実施状況や実施方法等を把握するための調査の年複数回の実施 など

(イ) 町の取組

町においては、道の取組と連携し、次の取組などを進めます。

- 町は、児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。

【主な取組】

- ・かみふらの あんしんライン（フリーダイヤル電話）の設置
 - ・上富良野町子ども SOS ミニレター配付
 - ・各種相談窓口の紹介カード配布
- 町は、いじめを早期に発見するため、学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。

【主な取組】

- ・児童生徒を対象としたいじめの把握のためのアンケート調査実施
- ・アンケート調査後の関係児童生徒に対する個人面談の確実な実施

- 町は、学校の児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

【主な取組】

- ・ スクールカウンセラー派遣事業の活用及び町単独追加配置
- ・ 心の教室相談員配置
- ・ 学校教育アドバイザー配置
- 町は、スクールカウンセラー等の活動状況を児童生徒や保護者等に周知するなど、スクールカウンセラー等の活用を促進するよう努める。
- 町は、学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し道に報告する。

(3) 関係機関等との連携等【条例 13 条・法 17 条】

町においては、道の取組と連携し、いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

(ア) 道の取組

- 道は、少年の健全育成などに豊富な知識と経験を有する警察官等を活用し、学校と警察や司法・福祉等の関係機関との連携を促進する。

【主な取組】

- ・ 警察や司法・福祉等の関係機関と連携した事業や会議等の活用の促進
- ・ スクールサポーター等の警察官経験者、弁護士等を学校に派遣できるよう関係機関との連携
- ・ 要保護児童対策地域協議会等の活用の促進 など
- 道は、国や市町村の人権に関する相談機関と相互の連絡調整や情報交換を実施する。

【主な取組】

- ・ いじめの問題に関する協議会等への法務局等の参加の要請
- ・ 「子供の人権 110 番」と「子ども相談支援センターの相談電話窓口」を相互に周知合うようにするなど法務局と連携した取組 など
- 道は、市町村における学校支援地域本部や学校運営協議会などの取組を支援するなど、学校と家庭、地域等が組織的に連携・協働する体制を構築し、学校がいじめに係る状況や対策などを PTA、地域の関係機関、団体等と早期に情報共有しながら、取組を進められるように支援する。

【主な取組】

- ・ 各種研修会や会議への P T A や家庭教育サポート企業等の参加の促進
- ・ 各地域の組織の連携による子どもたちを見守る体制づくりの促進 など
- 道は、児童委員及び主任児童委員を対象に、いじめの問題や学校との連携に関する研修を実施する。

【主な取組】

- ・生徒指導やいじめの問題への対策に関する研修会・協議会等への児童委員の参加の要請 など

- 道は、保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえ、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、PTA 関係団体と連携を図りながら、保護者を対象とした啓発活動、相談窓口の設置や周知等の支援を進める。
- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

(イ) 町の取組

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備する。

【主な取組】

- ・地域の見守り体制づくりの促進
- ・生活安全・福祉等の関係機関と連携した事業や会議等の活用
- ・要保護児童対策地域協議会等の活用
- 町は、町内に居住する保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備する。

【主な取組】

- ・各種相談窓口の周知

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

【条例 14 条・法 18 条】

町においては、道の取組と連携し、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努めます。

(ア) 道の取組

- 道は、教職員の職務や経験の程度に応じた、いじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施する。

【主な取組】

- ・初任段階教員研修、教職経験者研究協議会、中堅教諭等資質向上研修、新任主幹教諭・教頭・副校長・校長研修会等における生徒指導に関する研修内容の工夫
- ・生徒指導研究協議会等における協議内容の工夫
- ・大学の教員養成課程と連携した生徒指導に関する研修の実施
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対する理解を深めるための研修の実施 など

- 道は、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を活用した校内研修を推進し、教職員の児童生徒を支援するための力量の向上を図る。

【主な取組】

- ・ カウンセリング能力等の教育相談に関する資質能力の向上を図る研修の実施
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修講師としての派遣
- ・ 教職員等を対象とした集団カウンセリング研修の実施
- ・ 教職員の研修機会(オンデマンド研修等)の充実
- ・ 教育相談に関わる研修動画の作成・配布
- ・ 教職員向けスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用事例集の作成・配布 など

- 道は、学習指導の充実や生徒指導に専任的に取り組む教員等の配置に向けた取組を進め、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備に努めるとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

【主な取組】

- ・ 学習指導や生徒指導の充実に向けた教員等の効果的な配置と活用の促進
- ・ 部活動外部指導者の活用、部活動休養日の徹底や教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減 など

- 道は、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の活用を推進する。

【主な取組】

- ・ スクールカウンセラーの配置・派遣
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置・派遣
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象に研修等を行う連絡協議会の実施 など

- 道は、学校だけでは解決が困難な事案に対して、迅速かつ的確に対応することができるよう、いじめへの対処に関し専門的な知識を有する者を派遣する。

【主な取組】

- ・ いじめの問題等について支援を行う教育局の職員及び外部の専門家の派遣 など

(イ) 町の取組

- 町は、学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助言者の確保等に努める。

【主な取組】

- ・ 教職員の研修機会の確保
- ・ スクールカウンセラー派遣事業の活用及び町単独追加配置
- ・ 臨床発達心理士、相談支援専門員等との連携

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【条例 15 条・法 19 条】

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めます。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

早期発見の観点から、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めます。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知します。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要です。

町は、道の取組と連携し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動等を行います。

(ア) 道の取組

- 道は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守、インターネット上の人権侵害など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進する。

【主な取組】

- ・情報モラル教育等に関する内容を掲載した「教育課程の編成・実施に関する手引」の作成・配布
- ・各種研究協議会における情報モラル教育等に関する研修内容の充実
- ・無料通話アプリやSNSなどの不適正な利用を防止するための児童生徒及び保護者向けの啓発資料の作成・配布
- ・児童生徒向け啓発資料の作成や学校への講師派遣など関係機関と連携した情報モラル教育の推進 など

- 道は、保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を進める。

【主な取組】

- ・児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの利用の在り方や家庭でのルールに関する啓発資料の作成・配付
- ・児童生徒を多様化したネットトラブルから守るため通信事業者等と連携した保護者講演会の実施

- ・インターネットを通じて行われるいじめの理解を図る保護者向け啓発資料の作成・配布 など

○ 道は、発信された情報の高度の流通性、一度拡散した情報は完全に消去するのは難しいことなど、インターネット上のいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える危険性について児童生徒に啓発するとともに、インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合には、迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- ・定期的な学校ネットパトロールの確実な実施や講習会の実施
- ・ネットトラブルに関する相談体制の充実
- ・課題となるネットトラブルへの対応を検討する体制の充実 など

(イ) 町の取組

○ 町は、学校の児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- ・定期的なネットパトロールの実施促進
- 町は、学校の児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進める。

【主な取組】

- ・情報モラル教育の推進
- ・広報誌等を活用した啓発活動

(6) 啓発活動【条例 16 条・法 21 条】

町は道の取組と連携し、次の取組を進めます。

いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を行います。

(ア) 道の取組

○ 道は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発活動を進める。

【主な取組】

- ・いじめの防止等に関するリーフレット等の作成、配布による保護者等への啓発
 - ・保護者のいじめ問題に対する意識調査の実施 など
- 道は、いじめに係る相談制度等についての広報を進める。

【主な取組】

- ・いじめの相談に係る窓口についての紹介カードの配布やホームページへの掲載 など

- 道は、家庭において児童生徒の規範意識等を養うことができるよう、保護者を対象とした研修の機会を設定する。

【主な取組】

- ・ 生徒指導研究協議会等への保護者の参加の要請
- ・ 家庭での取組に資する研修内容の工夫 など

(イ) 町の取組

- 町は、学校の児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進める。

【主な取組】

- ・ いじめの防止等に関するリーフレット等の配布による保護者等への啓発
- ・ 相談窓口の周知広報

(7) 学校の設置者（町・教育委員会）による措置【条例 19, 20 条・法 24～26 条】

町は道の取組と連携し、いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

- 教育委員会は、学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
- 町（教育委員会）は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。

また、いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

- 町は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

○ 学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備【条例 21 条・法 27 条】

町は道の取組と連携し、いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。

(ア) 道の取組

- 道は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、平素から市町村教育委員会や学校法人との情報共有を推進する。

【主な取組】

- ・ いじめの問題への対策に関する協議会等における情報共有の促進
- ・ 生徒指導研究協議会等への私立学校等の参加の要請 など
- 道は、地域の学校間において、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、平素からいじめの問題等について情報を共有する機会を設ける。

【主な取組】

- ・ 生徒指導研究協議会等における情報共有の促進
- ・ 地域の生徒指導に関する連絡会議や教護協会等の組織の活用の促進
- ・ 小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校間の情報共有を図る組織・会議の活用の促進 など
- 道は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合は、当該学校で設置する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等の組織間において情報共有を図るよう指導する。
- 道は、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう指導する。

【主な取組】

- ・ 学校間における引継ぎシート等の工夫及び適切な管理、継続的な活用 など

(イ) 町の取組

- 町は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

【主な取組】

- ・ 学校間の情報共有の促進

(9) 学校評価等における留意事項【法 34 条】

- 町は、学校が学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。

【主な取組】

- ・学校評価の評価項目に、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等を設定するよう指導
- ・評価結果及び改善状況等の公表を指導
- 町は、学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。
- 【主な取組】
- ・教職員による評価項目に、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等を設定するよう指導

3 学校が実施すべき施策

学校においては、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定【条例 10 条・法 13 条】

ア 意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

イ 学校の取組

学校においては、法第 13 条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、国の基本方針や道の基本方針を参考に、次の事項に留意して策定します。

- 学校は、学校いじめ防止基本方針にいじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。
- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示

- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成
 - ・ 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
 - ・ 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
 - ・ 「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
 - ・ 加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
 - ・ 「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組
- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・ 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
 - ・ 学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。
- また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- 学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【条例 17 条・法 22 条】

ア 意義

「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがあります。

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

- ・ 外部機関の協力を求めることにより実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ 学校の取組

学校においては、「学校いじめ対策組織」について、次の事項に留意して設置します。

- 学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」を構成する。
 - ・ 管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員・指導員から、学校の実情に応じて構成する。
 - ・ 組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する
 - ・ 必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者、警察官経験者など外部専門家の参加を得る。
 - ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対応に当たって、関係の深い教職員を追加する。
 - ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校はいじめ対策の企画立案、事案対応等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようするなど、未然防止・早期発見・事案対応の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- 学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。

また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得える行為であることを、教職員に周知徹底する。

 - ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
 - ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
 - ・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告、相談できる体制
 - ・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
 - ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制
- 学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。
 - ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・ 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

なお、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、「学校いじめ対策組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処します。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止【条例 11 条・法 15 条】

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- 学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 学校は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。

- 学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 学校は、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。

【主な取組】

- ・ 子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を築く上で必要な能力を育成する取組の推進
- ・ 小・中学校間や中・高校間等の学校種間の円滑な接続を図る取組の成果の活用など
 - ※ 「子ども理解支援ツール『ほっと』」とは、北海道教育委員会が北海道医療大学と連携・協力して開発したコミュニケーション能力や日常生活への満足度などを計画的、総合的に測定できる子ども理解のための支援ツールのことです。
- 学校は、児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

【主な取組】

- ・ 児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果の活用
- ・ 学校力の向上や児童生徒の学力向上を図る取組の成果の活用 など
- 学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道德教育の充実を図る。

【主な取組】

- ・ 地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道德教育の実践
- ・ 道德教育等に関する実践成果の活用 など
- 学校は、児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

【主な取組】

- ・ 地域の環境を生かした教育活動やふるさとのよさを生かした教育活動の実施
- ・ 地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践
- ・ 豊かな体験活動等に関する実践成果の活用 など
- 学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。

【主な取組】

- ・ 人権について学習する機会の充実
- ・ 人権に関する教育についての実践成果の活用
- ・ 各種研修会や会議等における人権に関する教育の推進に係る成果の普及啓発など
- 学校は、児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

【主な取組】

- ・ 児童生徒がいじめの問題について理解を深める活動の実施
- ・ いじめの根絶について児童会や生徒会等が主体となった取組の推進
- ・ 各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議への児童生徒の参加
- ・ 町が実施する児童生徒なかよしサミットへの児童生徒の参加 など

- 学校は、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【主な取組】

- ・ 日頃から交流及び共同学習を行うなどの取組により、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒に係るいじめについて教職員が個々の児童生徒の障害の特性に対する理解、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童生徒の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
 - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認についての教職員への正しい理解の促進、学校として必要な対応についての周知
 - ・ 被災児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する適切な心のケア、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見など
- 学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

【主な取組】

- ・ 児童生徒を対象とした講演会等の開催
- ・ P T Aを対象とした家庭の役割や取組についての研修会等の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
- ・ 地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
- ・ 他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座、生徒指導研究協議会等の研修会への教職員の参加 など

イ いじめの早期発見【条例 12 条・法 16 条】

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切です。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意します。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ

内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要があります。

- 学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

ウ いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくります。

また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効です。

児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要です。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱います。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられます。

なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要です。

- 学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校は、学校いじめ基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- 学校は、アンケート調査や個人面談における児童生徒の SOS の発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- 学校は、アンケート調査実施後に個人面談を必ず実施する。

【主な取組】

〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と児童生徒が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ対策組織」等の組織における児童生徒に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修 など

〔アンケート調査の実施〕

- ・定期的な調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アンケートに回答しやすい質問項目・回答方法の工夫
- ・無記名での実施を基本に記名・無記名を選択するなどの方法の工夫 など

〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童生徒の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童生徒の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよう十分に配慮 など

〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ対策組織」等への相談機能の位置付け
- ・学校の相談窓口のホームページや学校だより等による周知 など

エ いじめに対する措置【条例 18 条・法 23 条】

学校は、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切です。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

【主な取組】

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記
- ・「学校いじめ対策組織」における迅速な確認、対処
- ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すための継続的な観察・見守りの取組
- ・いじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させる指導
- ・いじめを行った児童生徒や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導 など

- 学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。

【主な取組】

- ・他校や関係機関等との情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
- ・地域の生徒指導連絡会議、教護協会等の既存の組織を活用した学校間の情報共有
- ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施 など

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要です。その際、いじめられた児童生徒やいじ

めを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有します。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。

事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者（教育委員会）に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡します。

学校や教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

（イ）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意します。また、児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保します。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくります。

いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切です。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供します。

- 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。

【主な取組】

- ・ 迅速な保護者への連絡
- ・ 入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
- ・ 学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明 など

- 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。

【主な取組】

- ・ いじめを行った児童生徒や保護者の理解のもとでの学習場所・活動場所を変更した指導
- ・ いじめを受けた児童生徒や保護者の理解のもとでの学習場所・活動場所の復元
- ・ 児童生徒の状況についての継続的な観察や見守り、教育相談の実施
- ・ 不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた指導、及び計画的・組織的な学習指導の実施 など

(ウ) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。児童生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられます。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

(エ) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。

また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、

新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであります。すべての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれます。

- 学校は、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。

【主な取組】

- ・「学校いじめ対策組織」等を中心とした組織的、継続的な対応 など

オ その他

学校においては、次の取組を進めます。

- 学校は、教育委員会へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

【主な取組】

- ・いじめの対応状況についての調査による定期的な報告
- ・事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存 など

- 学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。

【主な取組】

- ・道が計画する初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修への参加
- ・スクールカウンセラー等を講師とした研修の実施など

- 学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- ・児童生徒のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
- ・道が実施する学校ネットパトロールの情報共有
- ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した児童生徒への指導及び保護者への啓発の実施 など

- 学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

【主な取組】

- ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供
- ・評価項目や観点の改善 など

- 学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。

4 重大事態への対処【条例 22～24 条・法 28, 30 条】

重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会を通じて町長へ報告するとともに、基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めます。

重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおりです。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などが該当します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告、調査にあたります。

- ・学校は、重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、教育委員会を通じて、その旨を町長に報告する。
- ・学校は、いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（学校が相談機関等からの連絡・報告を受けた場合も同様）

(1) 調査を行うための組織について【条例 23 条・法 28 条】

法第 28 条の規定により、学校の設置者（町教育委員会）は重大事態が発生した場合などにおいては、速やかに、教育委員会の附属機関である上富良野町いじめ問題審議会が調査を行い、その結果を町長に報告します。

教育委員会（教育育員会）は、調査が終了したときは、その結果を町長に報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

法第 28 条第 1 項による「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることです。

- ・被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
- ・詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照する。

（ア）いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導、支援をするとともに関係機関ともより適切に連携し対応にあたります。

（イ）いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

（ウ）その他留意事項

法第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されますが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行います。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への

心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

(3) 調査結果の提供及び報告【条例 22 条・法 28 条】

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明するとともに適時・適切な方法で、経過報告するよう努めます。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

(4) いじめ調査委員会の設置による町長の再調査【条例 34 条・法 30 条】

教育委員会から法第 24 条第 1 項の規定により、重大事態の発生の報告を受けた町長は、重大事態の対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について、町長の附属機関として上富良野町いじめ調査委員会を設け再調査します。

その際、調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければなりません。

議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、町において適切に設定されることとなりますが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められます。

この附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合やいじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、町長等による調査を実施することも想定されます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう法第 28 条第 1 項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者（教育委員会）又は学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

- 情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- 学校や教育委員会は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

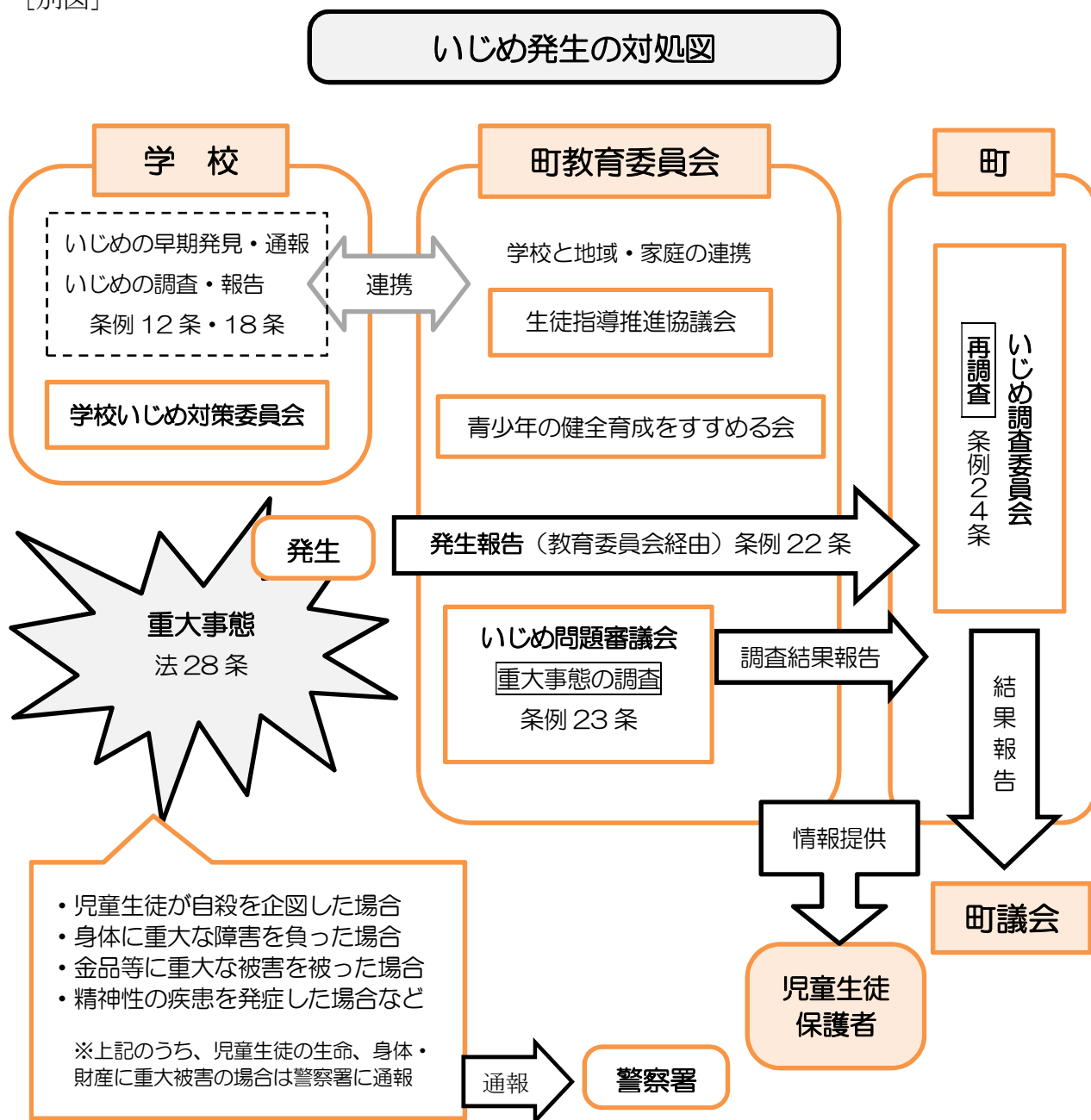
(5) 再調査の結果を踏まえた措置等【条例 24 条・法 30 条】

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられます。町長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。

なお、重大事態の発生による対処については別図の流れによります。

[別図]



学校は、**重大事態***が発生した場合に教育委員会を通じ、町長に報告する。

※①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。」としています。

町においても、いじめの防止等に関する道の施策や学校の取組、重大事態への対処等、町の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、国の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行います。

「いじめ」とは、……

代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などの「暴力を伴わないいじめ」であり、激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、“ささいなこと”、日常的によくあるトラブル、という点 が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という“目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が“目に見えやすい”「暴力」や「暴力を伴ういじめ」とはしっかりと区別して考えていく必要があります。

◇ 行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。

◇ 表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切。

○深刻ないじめは、どの子どもにも起こりうる

特定の“いじめっ子”や“いじめられっ子”だけの問題ではなく、どの児童生徒も被害者にはもちろん、加害者になり得るという「事実」を正しく理解することが大切です。

大げさな比喩ではない……

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」というのは、1996 年 1 月の「文部大臣緊急アピール」の一節です。比喩的な表現として受け止めるのではなく、長年の調査によって裏付けられている「事実」を指摘したものとして、正しく理解し、適切に対応しましょう。

いじめの社会問題化には波があっても、いじめの発生自体に目立った波やピークはないこと。非行や暴力の多い学校や学年で起きやすいといった事実はないこと。特定の児童生徒が起こしているといった事実も確認できないこと。―― それらは全て、調査で確認された知見です。

むしろ、多くの児童生徒が被害者としてだけでなく、加害者としても巻き込まれていること、さらに被害者も加害者も比較的短期間で大きく入れ替わる事実をしっかりと認識しましょう。

○いじめが起きにくい学校風土・学級風土

いじめを減らしていく上で成果を上げているのが、「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組です。

そうした未然防止の取組の一つに、多くの児童生徒がいじめの被害のみならず、加害にも巻き込まれている事実に立ち、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた風土をつくりだす、”居場所づくり”の発想の取組があります。

”どんなささいな予兆も見逃さず対処する”という早期発見・早期対応の姿勢も大切ですが、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わることを考えれば、そこに限界があるのも事実です。

そこで、いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりすることで未然防止を図ります。

◇ 大半の児童生徒が、被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発する。

◇ 早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

○“居場所づくり”でいじめを減らす

誰もが巻き込まれるいじめの場合、一部の児童生徒を想定した取組よりも全員を対象とした取組が合理的かつ効果的です。児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる、そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくりが、未然防止になるのです。

例えば……

三つの要因のうち、(過度な)「競争的価値観」や「不機嫌怒りストレス」を緩和する上で効果的と考えられるのが、授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだす“居場所づくり”の考え方です。

「競争的価値観」や「不機嫌怒りストレス」は、学校の中だけで生み出されているわけではありません。家庭や社会の影響の方が強い場合も少なくないでしょう。しかし、授業中に嘲笑されたり、行事の際にからかわれたりする、といったことが放置されていないでしょうか？ 授業についていけなかったり、行事に参加しないで別なことをしていたりする児童生徒はいないでしょうか？ そこから見直すことが求められています。

◇ 授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだす（“居場所づくり”を進める）ことが、いじめ発生リスクを抑える。

○いじめに向かわない児童生徒

いじめを減らしていく上で成果を上げているのが、「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組です。

そうした未然防止の取組の一つに、多くの児童生徒がいじめ加害を行った体験があるという事実に立ち、児童生徒一人一人が“いじめなんて、くだらないよね”と言えるように育つことを促す、“絆（きずな）づくり”の発想の取組があります。

いじめの背景には児童生徒のストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在しますが、そんなものには負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしない、と言える児童生徒に育てば、いじめは減ります。

それには、人と関わることを喜びと感じる体験が不可欠です。面倒だったり、イヤなこともあったりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたらうれしいと感じる場や機会をつくることで、加害者になるのを防ぎます。

◇ 大半の児童生徒が、被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発する。

◇ 早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

○いじめの背景にある「友人関係」

誰もがいじめに巻き込まれて被害者にも加害者にもなりうるということは、全ての児童生徒が加害者にならなければ被害者もいなくなることを意味します。人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる児童生徒に育つことが大切です。

他者と関わる体験を……

全ての児童生徒に充実した集団体験を提供する - 今の児童生徒の生活体験や社会体験の乏しさは、単なる知識やスキルの提供では追いつかなくなっています。

トラブルが起きることも含めて集団というものを受け入れ、かつトラブルを回避するために自分はどうすべきかに気付くこと、また集団内の他者から認められる喜びに気付く、最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになること - そうした集団体験を確実に提供していくことが、いじめに向かわない児童生徒に育つことにつながります。

そのためには、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫していくことが必要になってきます。

○“絆づくり”でいじめを減らす

主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒全員が感じとれる“絆づくり”を進める（そのための場や機会をつくる）ことができれば、いじめに向かう児童生徒は減ります。

○いじめでも、暴力でも、速やかに対応

- ① 「暴力」に気付きながら、それを「いじめ」や「けんか」等と表現することで軽く考え、適切な対応がなされなかった。
- ② 「いじめ」の相談や報告を受けながら、「単なるいやがらせであって、いじめではない」「(暴力を伴っていないから)深刻ではない」と軽く考え、適切な対応がなされなかった。

上の二つは、平成 24 年夏にいじめ自殺事案が報じられる中で明らかになった、教師の不適切な対応例です。

「見えやすい」暴力と一緒に論じることで「見えにくい」いじめが見過ごされないよう、日本では両者を別の語で表現してきました。二つの語を都合よく解釈し、速やかな対応を怠ることがあってはなりません。

◇ 「暴力」を「いじめ」や「けんか」などと表現することで軽く考え、対応を先送りしてはならない。

◇ 「いじめ」を「単なるいやがらせ」や「けんか」等と軽く考え、対応を先送りしてはならない。

「暴力」の場合

一般に暴力と言え、暴行罪、傷害罪、強要罪、恐喝罪、器物損壊罪など、法律によって禁じられている行為です。学校内の暴力といえども、毅然と対応すべきです。

「気付きやすく、見つけやすい」はずの暴力を、見逃さない

- ① **行為自体**、殴ったり、蹴ったり、物を壊したり等、周りにいる者の目にも異様に映る行為が多いと言えます。法に触れたり反したりする行為ですから、発見した場合には程度の軽重を問わず問題にしやすい、「遊び」や「ふざけ」と誤解する、判断に迷う等は少ないはずです。
- ② **被害状況**についても、外傷や損壊等、視認できるものが残っていたり、加害側の金遣いが急に荒くなるなどの情報が得られたりするので、周りの者も気付きやすいと言えるでしょう。
- ③ **被害者の心理**を考えても、被害を受けたことを相談したり、訴えたりすることが容易と言えます。加害者との間に特に親しい人間関係はないことが一般的なので、加害者をかばう理由はなく、自分自身を責めることも少ないからです。ただし、口止めされているような場合は別です。

理由は何であれ、暴力を止めさせ、暴力を行使したことを問題にします。学校内だけで対応が困難な場合には、警察等の関係機関に相談しましょう。

「暴力を伴ういじめ」の場合

暴力をふるう傾向のある児童生徒が関わっているような場合、いたずらやからかい等のいじめ行為にとどまらず、殴ったり蹴ったり等の暴力行為を伴う場合があります。

「気付きつつ、見逃しやすい」暴力を伴ういじめを、見逃さない

- ① **行為自体**には、殴ったり、蹴ったり、物を壊したり等、周りにいる者の目にも異様に映る行為が含まれますが、乱暴な子供たちのグループが関わっている場合には、グループ内の「ふざけ」や「けんか」と軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。
- ② **被害状況**についても、外傷や損壊等、たとえ外から視認できるものが残っていたとしても、普段から乱暴な子供たち同士に見える場合、周りの者も見逃すことが少なくありません。
- ③ **被害者の心理**を考えると、被害を受けたことを相談したり、訴えたりすることは少ないと言えます。加害者（グループ）以外に遊ぶ友達がいない、学級や学校に居場所がないなどの場合には、人間関係を壊さないために「いじめではない」「大丈夫」と答えることも多いのです。

「暴力を伴わないいじめ」の場合

多くのいじめは、仲間はずれや無視、いたずらやからかいなど、暴力を伴わない行為が中心です。被害者を不安にさせる、不快にさせる等の精神的苦痛が目的だからです。

- ① **行為自体**は、法で禁じられるほどの犯罪性や問題性があるとは言えないものが多く、暴力のように目立つ形では行われないう上、時には好意的な意味合いで行われる行為であったりもするため、子供同士にはよくある光景ととらえ、問題と気付かずに見過ごしやすいと言えます。
- ② **被害状況**についても、外から視認できるようなものではないことから、その場に居合わせなかった者が精神的被害に気付くことは容易ではありません。
- ③ **被害者の心理**を考えれば、被害を受けていることを相談したり、訴えたりはしづらと言えます。それで解決するどころか更に悪化するのではと不安である、そのことを第三者に話すこと自体も恥ずかしかったり苦しかったりする等の理由からです。

いじめに気付いた際に「早期対応」するのは当然ですが、「早期発見」目的の記名式アンケート等の実施は、予断による見落としを生む危険性があります**。「発見」よりも児童生徒全員を対象にした「未然防止」に取り組むことが、いじめ対策の基本です。

- ◇ 日頃から児童生徒理解に努め、児童生徒の小さな変化にも注意する。
- ◇ 「発見」する取組の限界を自覚し、「生まない」ための未然防止に取り組む。